

宍粟市で 農業を はじめたい

何をしてみたいですか？

農業といっても、お米、野菜、果樹など、さまざま。
まずは、何をしたいかを明確にすることからはじめましょう。

宍粟に住む

農地付き空き家

≫宍粟市農業委員会

宍粟市内に移住・定住し、農地を耕作しようとする人は、空き家と農地をセットで1アールから取得できます。

家庭菜園を 楽しむ

畑の教科書

≫宍粟市農業振興課

誰もが気軽に野菜づくりを始められる手引書。

宍粟市の気候風土に適した野菜とその育て方のポイントを解説。

市民農園

≫宍粟市農業振興課・北部事務所（一宮産業振興係）

かわおと菜園（山崎町川戸） 1区画あたり7,500円/年

みはらし農園（一宮町東河内） 1区画あたり12,000円/年

作物をつくる 販売する

農業塾畑の講習会

≫宍粟市農業振興課

初心者向け、農業体験型講習会。

水稻や野菜等の栽培のポイントを学び、野菜づくりを畑で実践。

販売先の確保

≫JA、宍粟市商工観光課ほか

市内の直売所、きて一な宍粟、好きやde西播磨などに登録。

農業を生業に する

就農のためのポイント

①技術やノウハウの習得

≫龍野農業改良普及センター

就農に向けた相談、各サポート情報の提供、研修機関の紹介などの支援あり。

②農地の確保

≫宍粟市農業委員会

農地を買ったり、借りたりする際には、農業委員会の許可が必要。

③機械や施設の確保

≫JA、宍粟市農業振興課

営農のためにハウスや機械などが必要。

宍粟市で 狩猟を はじめたい

狩猟免許 取得

狩猟とは？

「狩猟免許」を取得し、所定の登録を行い、狩猟期間において、鳥獣を捕獲すること。

趣味としての、鳥や獣を狩ったり調理して食べたりする楽しみ
のほか、シカやイノシシなどによる農林業被害の防止と生態系
保全につながり地域に貢献する行為でもあります。

兵庫県の狩猟期間は、毎年11月15日から翌年2月15日。

(ただし、シカ・イノシシは、毎年11月15日から翌年3月15日)

狩猟免許試験の受験

試験日：7月下旬～9月

手数料：5,200円(1種類につき)

試験内容：①知識試験(法令、猟具、鳥獣に関する知識)

②適性検査(視力、聴力、運動能力)

③実技試験(猟具の取扱い、鳥獣の判別)

申込・問合せ先：兵庫県農政環境部鳥獣対策課 078-362-3463

* 初心者狩猟講習会の受験(任意)

開催日：6月及び8月

受講料：10,000円

申込・問合せ先：兵庫県猟友会 078-361-8127

宍粟市の狩猟免許助成制度あり >> 宍粟市農業振興課

狩猟者登録

狩猟者登録の申請

兵庫県・光都農林振興事務所森林第1課に申請する。

手数料：1,800円

狩猟税：龍野県税事務所に納税(一部減免あり)

第一種 約16,500円、第二種 約5,500円、網・わな 約8,200円

猟銃・空気銃 所持許可

猟銃・空気銃所持許可の申請

宍粟警察署にお問い合わせください。

猟銃等講習会受講(講習と筆記試験)

→「射撃練習」または「技能検定」資格認定申請

→射撃教習受講

→猟銃・空気銃所持許可申請

《問い合わせ先》

宍粟市役所 農業振興課 TEL 0790-63-3109

兵庫県・光都農林振興事務所 森林第1課 TEL 0791-58-2348

兵庫県猟友会 宍粟支部 TEL 0790-62-0321(事務局)

宍粟警察署 TEL 0790-62-0110